

岡本の国会での答弁

177-参-災害対策特別委員会-4号 平成23年04月13日

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。よろしく申し上げます。

これまでも他の委員から風評被害について何点か御質問ありましたけれども、私の方からも、農作物の出荷制限の問題、それから風評被害の問題について、確認も含めて何点かお伺いをしたいと思います。

まず、福島第一原発の事故を受けて、三月二十一日から農作物の出荷制限が行われたということでございます。当初この出荷制限が県単位で行われたということで、随分混乱を招いたということではないかと思っています。

JAS法に基づく産地表示が県単位ということで、例えば市町村ごとに細分化をしない、一くりに、例えば福島県、茨城県、群馬県産といったものについて出荷制限をするということにされたわけですけれども、きちんと流通の過程でどこの産地のものなのかということを管理しさえすれば、放射性物質が検出をされた地域の農作物が紛れて出荷をされることがないということだったと思いますので、県単位ということにとらわれず出荷制限の指定というのはできたのではないかと思っています。

実際に農業をやられている方からも、例えば同じ県内だといっても、何十キロも離れているところまで制限する必要はないという話を聞いたり、例えば露地物で検出をされたからといってハウス物まで制限する必要はない、そういう話も聞いています。

今申し上げたように、流通をきちんと管理をするということで、県単位ではなくて、例えば市町村ごと、また場合によっては、市町村といっても広いので、市町村を更に細分化をした例えば地域ごと、また露地物とハウス物を区別をするといった形でよりきめ細やかな指定、出荷の制限又は解除というのができたのではないかと、またこれからもそういう対応をしていくべきなのではないかと思うんですけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘がありました出荷制限を県単位で行うのか市町村単位で行うのかということにつきましては、今委員からも御指摘がありましたけれども、JAS法上の産地表示義務が県単位までであることを考慮して、今回、原子力安全委員会から出させていただいております「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の中でも原則とするということにはなっていると承知をしています。

しかし、その後、ただし書で、県、市町村による管理が可能であれば県内を複数ブロックに分割することができるというふうにしておりまして、ブロック単位での制限や解除を可能とするなど、検査データに基づいてきめ細やかな対応が可能になっていると承知をしております。

出荷制限の発出というのは、本当に農家の皆さん方の、また漁家の皆さん方の大変大きな御負担を強いることになりかねないということでもありますので、そういう意味では、委員御指摘のように、きめ細やかな対応を取っていくということが必要であろうというふうに考えています。